

## 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し 必要な事項について（答申）

杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策について

令和6（2024）年7月  
杉並区子どもの権利擁護に関する審議会

# 目次

---

はじめに ～答申の取りまとめに当たり

<b>1</b>	<b>杉並区の子どもの現状と課題</b>	<b>1</b>
	(1) 人口	
	(2) 子どもを取り巻く現状	
	(3) 子どもの自己肯定感	
	(4) 子どもの権利について	
<b>2</b>	<b>子どもの権利擁護の考え方</b>	<b>4</b>
	(1) 「子ども」の考え方	
	(2) 「子どもの権利」の考え方	
<b>3</b>	<b>区、家庭、育ち学ぶ施設、区民及び事業者の役割と子どもの権利保障</b>	<b>9</b>
	(1) 区の役割と子どもの権利保障（子どもにやさしいまちづくりの推進）	
	(2) 家庭の役割と子どもの権利保障	
	(3) 育ち学ぶ施設の役割と子どもの権利保障	
	(4) 区民及び事業者の役割と子どもの権利保障	
<b>4</b>	<b>区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策</b>	<b>13</b>
	(1) 子ども参加の仕組み	
	(2) 相談・救済の仕組み	
	(3) 子どもの権利の普及啓発	
	(4) 子どもにやさしいまちづくりの推進 (子ども施策の策定、実施及び検証)	
	(5) 子どもの権利に関する条例	

## 付属資料

- 1 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について（諮問）
- 2 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例
- 3 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 委員名簿
- 4 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 開催状況
- 5 子どもからの意見聴取 実施状況

## はじめに ～ 答申の取りまとめに当たり

---

当審議会が、杉並区長から、「杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策について」という長いタイトルの諮問を受けたのは、令和5（2023）年8月28日のことです。

すでに、現在、東京都では、令和4（2022）年4月1日に「東京都子ども基本条例」が、国では、令和5（2023）年4月1日に「子ども基本法」が、子どもの権利条約の精神にのっとるものとして制定され、施行されています。また、都内の区市町村でも子どもの権利条例が作られてきており、その意味では、法律や条例を整えて、「子どもまんなか社会」を作っていこうという気運が高まっているといえます。

「子どもまんなか社会」は、翻訳して言うと、「子どもを権利の主体と捉え、その権利を、子ども施策を通じて保障する社会」です。当審議会では、こうして作られる杉並区を、「子どもにやさしい杉並」としました。想像してみてください。子どもにやさしい杉並とはどんな杉並でしょうか。杉並区には、中学生・高校生のための児童館「ゆう杉並」（児童青少年センター）という施設があり、杉並は、これまでも子どもの意見を大切にして施設運営などに反映させてきた区です。こうした取組みが点から面へ広がっていくことが期待されています。

ここに、区からの諮問に対して答申を提出することになりますが、付属資料4の開催状況のとおり、この間、部会を含め10回にわたる審議では、データや子どもからの意見聴取で明らかになった子どもを取り巻く現状を踏まえて、それぞれの委員の立場で日頃感じていることや、得意とするところの意見を互いに聴きながら、子どもの権利や区をはじめとする大人等の役割等について議論を重ねてきました。また、当審議会で審議していることを、子どもワークショップを通じて子どもたちにも聴いてもらい、意見もたくさんもらいました。また、それぞれの委員が子どもの意見を集めたりもしました（付属資料5）。この答申はその集大成です。

子どもの権利は、まだまだ共通理解を得られているとはいいいがたく、「子どもの権利とは何か」から広く伝えていく必要があります。そして、区が行っている子ども施策を、本答申が提案するように、条例で仕組みを整えて、子どもの権利にふさわしい形で実施していく必要があります。子どもの思い、考え、意見が真剣に受け止められ、それが活かされて実現される「子どもにやさしい杉並」。その実現のために、本答申が役立てられることを期待します。

令和6（2024）年7月5日

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会

会長 野村 武司

# 1

## 杉並区の子どもの現状と課題

少子化や核家族化など社会状況の変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、人間関係の希薄化、地域のコミュニティ意識の衰退が見られるとの指摘があります。このような社会状況が、地域社会などにおける子どもの育ちを巡る環境や家庭における親の子育て環境を変化させているものと考えられます。

当審議会では、区長から諮問された、「区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策」について検討を行うに当たり、「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6（2024）年1月）」の結果などから、杉並区（以下「区」という。）の子どもの現状と課題を以下のとおり整理しました。

### (1) 人口

区における年少人口（0～14歳）は、令和5（2023）年1月1日現在60,431人となっています。しかし、令和4（2022）年の出生数は3,959人、合計特殊出生率は0.94であり、出生数、合計特殊出生率ともに平成27（2015）年をピークに減少傾向が続いています。

外国人人口は、コロナ禍で一時減少しましたが、現在は増加傾向にあり、令和5（2023）年1月1日現在、区人口総数570,786人の3.0%を占める16,921人となっています。外国籍の小中学校在籍年齢の子どもは令和5（2023）年5月1日現在582人おり、区立学校には328人が在籍し、区立学校在籍者数の1.1%を占めます。

区立学校の特別支援学級に通う子どもの数は増加傾向にあり、令和5（2023）年5月1日現在、区立小中学校在籍者数の1.1%を占める309人となっています。

全国の医療的ケア児<sup>※</sup>は、この10年間で約2倍（推計）に増加しており、区においては、令和4（2022）年5月1日現在75人の医療的ケア児が生活しています。

※医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生を含む。）

### (2) 子どもを取り巻く現状

子育て家庭の中には生活に困難を抱える家庭があり、「低所得」、「家計の逼迫」、「体験や所有物の欠如」のいずれかに該当する生活困難層の割合は約10%います<sup>1)</sup>。また、本来は大人が行うような家族の世話などを行っている子ども（ヤングケアラー）と思われる子どもの割合

は、小学校3～6年生で18.7%、中学生で11.7%います<sup>2)</sup>。

国の虐待相談対応件数は、この10年で約3.5倍になっています。区においても、保護者の離婚、入院や虐待などの事情により保護や支援が必要な状態の子ども（要保護児童・要支援児童）が、年々増加しています。

7割以上の子どもにとって、自分の家はほっとできる場所となっており、子どもワークショップや学校における意見交換でも、好きな場所については家、公園などの意見が多く聞かれています。しかし、少数ですが「ほっとできる居場所はない」という子どももみられます<sup>1)</sup>。

困っていることや悩みごとについては、多くの子どもが保護者や学校の友達に相談できていますが、「だれにも相談できない、相談したくない」という子どももみられます。また、「学校以外でなんでも相談できる場所」を利用したいと考える子どもは、約半数に上ります<sup>1)</sup>。

区立小中学校におけるいじめ問題は増加傾向にあり、令和4(2022)年度は、小学校1,999件、中学校151件でした。これまでにいじめられた経験がある子どもは、小学校4～6年生の約3割、中学生の約2割います<sup>1)</sup>。

区立小中学校における不登校児童・生徒の割合は年々増加し、令和4(2022)年度は在籍者数の約3%を占める897人となっています。1か月以上学校を休んだ経験がある子どもは、小学校4～6年生の約3%、中学生の約6%います<sup>1)</sup>。

### **(3) 子どもの自己肯定感**

子どもが自分らしく生きていくためには、自分を肯定し、自信を持つことが大切ですが、日本の子どもの自己肯定感は、諸外国に比べて低いといわれています。

区においては、9割以上の子どもが家族に大切にされていると感じている一方で、自分のことを価値のある人間だと思っていない子どもが約3割います。また、自分の将来を楽しみに思っていない子どもや、自分のことを好きだと思っていない子どもも、それぞれ約3割います<sup>1)</sup>。

自己肯定感と関連する不安についても、何らかの不安を感じている子どもは約半数に上るなど、自分に自信を持てずに過ごしている子どもがいると考えられます<sup>1)</sup>。

### **(4) 子どもの権利について**

周囲の大人が子ども自身に関することを決めるときに、意見を聞いて大事にしてくれてい

ると感じている子どもは約9割に上りますが、子どもの権利が守られていないことがあると感じている子どもも約25%います。守られていないと感じる割合は、年齢層が上がるにつれて多くなる傾向がみられます<sup>1)</sup>。

子どもの権利を守るためには、5割以上の子どもが、子どもが意見を言える仕組みがあるとよいと考えており、約4割の子どもが、子どもの権利について学校で教えることや、困ったときに誰にも知られず相談できる場所があるとよいと考えています<sup>1)</sup>。

子どもワークショップでは、子どもの権利を守るための大人等の役割について、「子どもにしかわからないことがあるから、子どもの意見や思いを聴くこと」、「どのような子どもの意見があったか、また、子どもから聴いた意見がどうなったのかを子どもに伝えること」等を求める意見が多く挙げられました。このほか、「居場所に求めることは子どもによって異なるので、それに合った居場所がほしい」、「やりたい事を支援してくれる機会・場がほしい」という意見も複数聞かれたことから、子どもを対象とした区の施設、支援内容等について、子どもが理解できるようわかりやすく伝えていくことが必要です。

区立学校における意見交換会では、「子どもにやさしいまちって、どんなまち?」、「好きな場所って、どんなところ?」というテーマに対して、各校のたくさん子どもから様々な意見を聴きました。その中には、「遊ぶ時間や自由に過ごす時間がない」という声もあり、子どもが忙しい日々を過ごしていることもわかりました。また、卒業後の進路について自分の素直な気持ちを親等に言えずにいる子どももおり、学校、家庭など子どもが過ごす様々な場所で、自分の素直な思い、考え、意見を伝えられる機会・場を望む意見が複数ありました。

外国にルーツを持つ子どもが通う子ども日本語教室における意見交換では、「先生と話すのが楽しい」、「勉強は好き。でも、母国では勉強ができたのに、日本語が難しくて成績が下の方でくやしい時がある」などの意見を聴きました。また、特別支援学校における意見交換では、子どもから「言葉で自分の意見を伝えられない友達に対しては、表情や仕草から好き嫌いなどを判断しているが、先生とのやりとりを見ると、先生の判断が少し違っているのではないかと思うことがある」などの意見も聞かれました。

意見交換に参加した当審議会の委員からは、日本語の習得が十分でない子どもや障害のある子どもなどは、制約や差別を受けやすく、意見表明の手法の選択肢や機会も限られることから、個別の必要に応じて支援を受けられることが必要という意見がありました。

<出典>

- 1) 「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6（2024）年1月）」（杉並区）
- 2) 「「ヤングケアラー」に関する実態調査（令和5（2023）年12月）」（杉並区）

## 2 子どもの権利擁護の考え方

### (1) 「子ども」の考え方

世界中のすべての子どもたちが持つ権利を定めた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（以下「条約」という。）は、国連加盟国数を上回る 196 の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。条約では、「子ども」について「18 歳未満のすべての者をいう」とされている一方で、令和 5（2023）年 4 月に施行された、こどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になることを定めた「こども基本法」の「こども」は、年齢によらず「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

当審議会においては、「子ども」について、条約、こども基本法、東京都こども基本条例などの他自治体の条例も踏まえ、年齢で区切った場合の弊害、区外から来て多くの時間を区で過ごしている子どものこと、子ども施策の先にある若者施策等についても視野に入れて議論を行い、以下のとおり整理しました。

- 「子ども」については、原則として条約と同じ「18 歳未満のすべての者」とします。  
ただし、その子どもの置かれた状況により次の 4 点について考慮する必要があります。
- ① 高等学校 3 年生には、民法の成年年齢である 18 歳に達した者と、18 歳未満の者が混在することになりますが、同じ教育課程を受けていることに変わりがなく、子どもの権利擁護の観点からすると 18 歳に達していても 18 歳未満の子どもと同等に考えることがよい場合もあります。また、高等学校 3 年生以外の 18 歳以上の者であっても、心身の状況や境遇によっては、18 歳未満と同様に考えることがふさわしい場合もあると考えます。よって、これらの者についても子どもの対象に含めることを望みます。
- ② 区外から区内の学校や施設、職場に通っていたり、区内で活動に参加したり一時的に居住したりしている子どもについても、多くの時間を区内で過ごしていることから、子どもの対象に含めることを望みます。
- ③ 区の子どもが過ごす区外の場所や、その場所に関わる大人等に対しても、子どもの権利が守られるように、区が適切な働きかけに努めることを求めます。また、区の子どもに関わっているにもかかわらず、それが都のことであったり、国のことであったり

区の権限を越えるような場合においても、区が同様にふさわしい機関に適切な働きかけに努めることを求めます。

- ④ 子供・若者育成支援推進大綱に含まれる 39 歳程度までのいわゆる若者については、子ども施策と若者施策が必ずしも結びつきがあるものではないという考えなどから、当審議会での検討対象には含めない整理とします。ただし、若者施策については、国のこども大綱等を踏まえ、若者を取り巻く状況を把握し、十分な検討の上で、子どもから若者へとライフステージに応じた切れ目ない施策を計画的に行うことが望ましいと考えます。その意味で、18 歳未満の子どもを対象とした場合でも、若者施策を軽視するものではありません。

## **(2) 「子どもの権利」の考え方**

「子どもの権利」が条約に規定されていることから、条例を制定した場合に改めて子どもの権利を記載することについて懐疑的な意見もあります。しかし、「日本国憲法で定める基本的人権とは何ですか」と尋ねられたときに、日本国憲法の第 10 条から第 40 条まで、ただ読み上げる人はいないと思います。基本的人権とはどのようなものかその全体を伝えようと工夫をするはずです。

子どもの権利はまだまだ理解に努めなければいけないところも多く、子どもも、大人等も真剣にそれを全体として理解する必要があります。当審議会では、子どもの権利について、子どもが自分自身の身近なものとして受け止めるとともに、大人等が理解を深めることが重要であることから、今の子どもにとって大切な権利を全体としてわかりやすく示す必要があると考えます。

子どもの権利について、公益財団法人日本ユニセフ協会のホームページでは、これまで、「4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）」が、条約を考える際に常に意識しなければならない基本的な考え方を示す「4つの原則（差別のないこと、子どもにとって最もよいこと、命を守られ成長できること、子どもが意味のある参加ができること）」とともに掲載されていました。

しかし、現在は、4つの原則と4つの権利がまぎらわしいこと、子どもの権利が4つしかないような誤解を招きかねないこと等の理由により、4つの権利の記述は削除されていることから、子どもの権利とは何かを理解するよりどころがなくなっています。



こうしたことを踏まえて、子どもからの意見聴取の取組等から聴いた子どもの思い、考え、意見を参考にしながら当審議会は検討を行い、「子どもにとって大切な権利」を6つにまとめ、子どもワークショップでも提示して、さらに意見を聞きました。

子どもからは、6つの権利の案に対して、子ども自身に届くようにわかりやすく伝えること、意見を聴かれる場や機会が大切であるという意見が多くありました。そこで、「子どもにとって大切な権利」は、子どもが「できる」「守られる」ものを、誰もがわかりやすく理解しやすいものとする必要があると考え、以下のとおり整理しました。

\* 「子どもの思い、考え、意見」という表現がたくさん出てきます。これは、条約第12条に対応するものです。条約第12条は、「意見表明権」を示したものとしていわれることがあり、「意見」という言葉を使って表されています。ただし、ここでいう「意見」は、条約では、言葉を使って述べる「opinion」ではなく、身振りや表情、絵で表現するなどを含んだより広い意味の「view(s)」という言葉が使われており、これを踏まえて、「思い、考え、意見」という言い方をしました。

■ 条約における一般原則の趣旨をより分かりやすく子どもの権利に関わる基本的な考え方（基本理念）として定めたいと、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。6つの権利では、それぞれにおいて、子どもの生活の場面で他の必要な権利に関連付けながらこれらを示し、子どもの権利全体としての理解を保ちながら、具体的な場面に対応できるように工夫してあります。これを以下に示します。

なお、6つの権利にまとめるに当たっては、条約から引用している権利の重複もあり、また権利の趣旨を踏まえた表現になっているものもありますが、これらの権利は条約で規定されている権利をあえて限定したり、新たな権利として示したりするものではありません。

## ● 子どもの権利に関わる基本的な考え方（基本理念）

- ・子どもは、いかなる場合も、差別的取扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます。
- ・子どもは、自己に関係する全てのことについて、最善の利益（子どもにとって最もよいこと）が優先して考慮されます。

- ・子どもは、常に命を大切にされ、成長及び発達が保障されます。
- ・子どもは、あらゆる場面で、年齢及び発達の程度に応じて、その思い、考え、意見を表すことができ、これらが尊重されます。

## ● 子どもにとって大切な権利

### (安心して生きる権利)

子どもは、安心して生きることができます。そのために次のことが保障されます。

- ・命と健康が大切にされます。
- ・人格が尊重され、秘密やプライバシーが守られます。
- ・家庭的環境の中で愛情と理解をもって育まれます。
- ・安心できる居場所を持つことができます。

### (自分らしく生きる権利)

子どもは、自分らしく生きることができます。そのために次のことが保障されます。

- ・ありのままの自分が認められ、尊重されます。
- ・知りたい、やってみたいことに取り組むことができます。
- ・自分の将来についての思い、考え、意見が尊重されます。

### (育つ権利)

子どもは、のびのびと育つことができます。そのために次のことが保障されます。

- ・学ぶことができます。安心して学ぶことができるよう、状況に応じて必要な支援を受けることができます。
- ・のびのびと遊ぶことができます。
- ・ゆっくりと休むことができます。

### (意見を聴かれる権利)

子どもは、一人ひとりの思い、考え、意見が大切にされます。そのために次のことが保障されます。

- ・自分の思い、考え、意見を自由に表明することができます。また、本当に言いたいことを表明するために必要な支援を受けることができます。

- ・自分の思い、考え、意見を聞かれ、それらが尊重されます。
- ・自分の思い、考え、意見がどのように尊重されたのかについて、理由とともに説明されます。
- ・さまざまな場面で、さまざまなことに参加することができます。
- ・必要な情報を得ることができます。

### **(守られる権利)**

子どもは、つらいことから守られます。そのために次のことが保障されます。

- ・身体的、精神的、性的に暴力を受けません。
- ・いじめ、虐待、体罰を受けません。
- ・困ったときに助けを求めることができます。
- ・ほったらかしにされません。
- ・傷ついたときに身体的・心理的、社会的回復に向けて支援を受けることができます。

### **(個別の必要に応じて支援を受ける権利)**

子どもは、個別の置かれた状況に応じ、必要な支援を受けることができます。そのために次のことが保障されます。

- ・子ども又はその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を理由に差別や不利益を受けません。
- ・自分のルーツの文化、言語に触れ、それを学び表現することができます。
- ・違いが認められ、尊重される中で共生できます。
- ・状況に応じた必要な情報を得ることができます。

## **区、家庭、育ち学ぶ施設、区民及び事業者の役割と子どもの権利保障**

子どもの権利保障にとって、大人等はとても大切な役割を果たします。子どもの権利については、子ども自身が身近にある自らの権利として受け止めるとともに、大人等が理解を深めることにより、子どもは権利の主体であると意識を変え、その意識を踏まえた行動を起こすことが重要です。子どもの権利との関係で、大人等の役割を確認していくことは、子どもの権利保障にとってとても大切なことです。区はもちろんのこと、家庭(社会的養護を含む。以下同じ。)、育ち学ぶ施設、区民及び事業者など、区において子どもに関わる全ての大人等の役割(責務)について議論を行い、大きく4つの主体に即して分類して以下のとおり整理しました。

### **(1) 区の役割と子どもの権利保障(子どもにやさしいまちづくりの推進)**

区は、何よりも、子ども施策を通じて、子どもの権利を保障し、子ども参加、子どもの相談・救済などに取り組む「子どもにやさしいまちづくり」を推進する役割を持っています。区が行わなければならないことは、子どもの声を聴きながら、子ども施策を子どもに確実に届くように策定し、実施すること、あわせて子どもを権利侵害から守り、子どもの声を反映させる仕組みを整えることです。また、子どもを支える大人等を支援することも大切な役割です。そのため、次のことが大切です。

- ・区は、子ども施策を行うに当たっては、子どもの思い、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもにとって最もよいこと(子どもの最善の利益)が実現できるよう考えます。
- ・区は、子ども施策に子どもの意見を反映するよう取り組みます。その際、子どもの意見がどのように、そしてどのくらい尊重されたかを説明するようにします。
- ・区は、家庭、育ち学ぶ施設、区民及び事業者において子どもの権利が保障されるよう環境を整備します。
- ・区は、子ども施策を推進するに当たって、子どもの権利を保障するための子どもに関する計画を定めるとともに、これを検証する仕組みを整えます。
- ・区は、子どもの権利を保障するに際して、支援が必要な子ども及び保護者双方に対して、その必要性に応じた支援を行います。
- ・区は、子どもにとって居場所が重要であることを認識し、その年齢、成長、発達及び置かれた状況等に応じて必要とされる居場所の整備に努めます。

- ・区は、子どもの権利の普及啓発（広く知らせ、理解を深めてもらう取組のこと。以下同じ。）を行うとともに、育ち学ぶ施設が行う子どもの権利の普及啓発を促進し、これを支援します。

## **(2) 家庭の役割と子どもの権利保障**

保護者は、子どもにとって最も身近で、最も大切な大人です。子どもが健やかに成長することについて、第一義的責任があります。それだけに悩みも多く、うまくいかないこともたくさんあります。保護者は、子どもの思い、考え、意見に耳を傾けて子どもにとって最もよいことを実現していかなければいけません。同時に、困難に直面したとき、周囲に相談し、支援を求めることができます。

- ・保護者は、子どもの人格を尊重して、子どもの思い、考え、意見に耳を傾け、これを大切にしながら、子どもと一緒に、子どもにとって最も良いことは何かを一番に考えます。
- ・保護者は、子どもの品位を傷つけたり、体罰、身体的暴力及びことばの暴力を含む心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもを育てなければなりません。
- ・保護者は、子どもが安心し、安全に暮らすことができるよう生活環境を整えるよう努めます。
- ・保護者は、子どもの権利及び子育てについて理解を深めることに努めるとともに、理解を深める機会を提供される必要があります。
- ・保護者は、子どもを育てるに当たって悩んだり、困ったりしたときは、区や周りの人たちにいつでも協力や支援を求めることができます。

## **(3) 育ち学ぶ施設の役割と子どもの権利保障**

育ち学ぶ施設というのは、区内の学校、専修学校、各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設を想定しています。子どもは成長するにつれて、育ち学ぶ施設との関係が深くなり、多くの時間、これを利用することになります。子どもの権利保障にとって、育ち学ぶ施設はとても大切なところです。施設の設置・運営主体が区かどうかにかかわらず、育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、保護者等と協力しながら、子どもの成長や発達を支えることに努めるようにしなければなりません。

- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの人格及び個性を尊重して、子どもの思い、考え、

意見に耳を傾け、これを大切にしながら、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを一番に考えます。

- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの意見を反映するよう取り組みます。その際、育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの意見がどのように、そしてどのくらい尊重されたかを説明するようにします。
- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの品位を傷つけたり、体罰、身体的暴力及びことばの暴力を含む心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長や発達を支えなければなりません。
- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、育ち学ぶ施設がどの子どもにとっても安心できる安全な居場所になるよう努めます。
- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの権利及び子育てについて理解を深めるとともに、理解を深める機会を提供される必要があります。また、子どもに、正しく子どもの権利について知らせるよう努めます。
- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの悩みや困難を早期に発見するとともに、子どもにとって相談しやすい体制を子どもとの関わりの深さに応じて整えるよう努めます。また、子どもの悩みや困難に対しては、子どもの年齢等や置かれた状況に応じて本人の意思を尊重し、その保護者や子どもに関わる機関と協力・連携して適切に応じる必要があります。
- ・育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもを支えるに当たって悩んだり、困ったりしたとき、区や周りの人たちにいつでも協力や支援を求めることができます。

#### **(4) 区民及び事業者の役割と子どもの権利保障**

地域は、子どもが健やかに育つ場であり、大切な居場所です。広い意味で、育ち学ぶ施設も地域の中にあります。区民及び事業者は、子どもが安心して、安全に、のびのびと遊んだり、ゆっくりと休んだり、過ごしたりできるよう、区、家庭及び育ち学ぶ施設と協力し、子どもの権利を保障するための取組を行い、これを推進することを望みます。

- ・区民及び事業者は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの思い、考え、意見に耳を傾け、これを尊重するよう努めます。
- ・区民は、地域の活動やまちづくりに、子どもが地域社会の一員として参加できるよう環境を

整えるとともに、子どもの地域活動等への参加を促進するよう努めます。

- ・区民及び事業者は、地域において、子どもや保護者が孤立しないよう適切に見守る等、孤立防止に努めます。
- ・区民及び事業者は、子どもの権利及び子育てについて理解を深めるとともに、その理解を深める機会を提供される必要があります。
- ・事業者は、従業員に対して、子どもの権利及び子育てについて普及啓発を行うとともに、従業員が仕事と子育てを両立できる環境を整えるよう努めます。

**4****区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策**

子どもからの意見聴取の取組においても多くの意見として出されたように、子どもにやさしいまちづくりを推進していくためには、区が子どもの権利を踏まえた子ども施策を策定し、改善をしながら実施することが大切です。そしてその際、当事者となる子どもの思い、考え、意見を聴く機会や場の確保と意見の反映が必要であると考えます。

加えて、子どもが困難な状況に直面したり、子どもの権利が侵害されたりした場合に、子どもの思い、考え、意見を受け止め、子どもの本音に寄り添いながら、その子どもにとって最もよい形で速やかに救済を図る必要があります。

これらの取組等を行うことは、次代を担う子どもの地域に対する愛着や誇りを深め、さらに地域社会の一員として、よりよい区を目指していくことにもつながります。

当審議会では、生活や活動の中に、子どもの思い、考え、意見を反映することが大切だと考えています。そのためには、区を含めたそれぞれの主体が、生活等の中で、子どもの権利の理解をともに深める機会を提供し、子どもの権利の意識を高めることが必要です。

あわせて、区は、子どもの権利の理解を促し、子どもの権利を踏まえた子ども施策を、総合的に継続して推進する仕組みを整えることが必要です。そこで、以下のとおり整理しました。

**(1) 子ども参加の仕組み**

こども基本法第11条では、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」として、子どもや子育て当事者からの意見表明及び反映させる取組を行うことを、国や自治体に義務づけています。区においては、子ども自身や子どもに関係することを考えたり決めたりするときに、子どもの思い、考え、意見を様々な方法で広く聴くとともに、子どもを地域社会の一員として、その意見等を受け止め、尊重しながら反映させる仕組みを整える必要があると考えます。また、思い、考え、意見を聴く取組を行うときは、これまで実施してきた「子どもワークショップ」のように子ども自らが進んで参加する方式のほか、多くの子どもが安心して思い、考え、意見を表明できるような工夫と配慮が行われることを望みます。



- 区は、子どもが地域社会の一員として、意見を表明できる多様な機会や場を設けるとともに、子ども施策や計画の策定及び実施に伴う評価検証などの過程で区政へ参加できるほか、子どもが自らテーマを設定して区の課題等について話し合い、様々なことを恒常的に提案していくことができるような参加の仕組み（「(仮称) 子ども会議」等）を検討してください。
- 区は、育ち学ぶ施設、区民及び事業者の各主体の取組に、子どもの意見が反映されるよう促すとともに、意見反映のための体制整備等の支援を検討してください。

## **(2) 相談・救済の仕組み**

子どもの権利を保障するに当たって、子どもが何でも気軽に相談でき、子どもの権利が侵害されないよう解決することが大切です。子どもの権利が侵害されることはあってはならないことですが、子どもにとって身近な場所や場面では起こりやすくなることも考えられますし、気づかないうちにそれが進行していることもあります。子どもからの何気ない相談、ふとしたときに見せる様子などから、子どもの「苦しい」「つらい」「何か変だ」という気持ちの基になる困りごとを発見し、子どもを権利侵害から救い、解決していただくことは、大人のような解決手段を持たない子どもにとってとても大切なことです。子どもを取り巻く状況や課題が深刻かつ多様なものになっている中で、子どもが抱える悩み、子どもに対する権利の侵害又はおそれがあり、子どもや子どもの関係者等が本当に困った時に、その気持ちに寄り添いながら話を聴き、適切に解決していくことができる相談・救済機関の設置は必要であると考えます。

このため、当審議会においては相談・救済機関を、実効性のある仕組みとして子どもの権利に精通した専門家委員が、区などの機関から距離感を持って活動できる独立した機関として整えることが必要と考えます（第三者性と独立性）。また、設置に当たっては子ども等が安心していつでも相談することができるよう、相談員が常駐する相談室を設ける必要があります。

- 当審議会は、子どもの相談・救済機関について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のための助言や支援、子どもの権利の保障についての必要な調査や関係者間の調整、子どもの権利を侵害した者に対して、影響等に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うことが、必要と考えます。

加えて、上記の職務以外にも、子どもの権利侵害を防ぎ、子どもの権利を保障するための意見表明や普及啓発の取組など、他自治体の事例も参考に、子どもの権利に関わる基本的な考え方を踏まえて、よりよい相談・救済機関になるよう検討することを望みます。

- 子どもの相談・救済機関は、普段から子どもにとって身近で何でも相談しやすい場となるような工夫や仕掛けが大切です。子どもが、「権利侵害です」と相談してくることは稀で、むしろ、日常のつらさ、苦しさをきちんと受け止め、問題を発見し、子どもの考えや意見を聴きながら、子どもと一緒に解決を図ることが大切です。また、子どもが相談・救済機関を知らないことで不利益を被ることがないように、子どもが親しみやすい方法で広く周知を行う必要があります。また、子ども自身だけではなく、大人や学校をはじめとする子どもに関わるすべての施設等において、子どもの権利侵害からの救済について理解を深めるとともに、区内のあらゆる機関や機会を通じて広報に努めることも重要です。
- 子どもがちょっとした疑問、つらさ、苦しさなどを感じたときに、気軽に相談できるような仕組みとして検討してください。子どもが抱える問題は、大人が理解しようとしなければ見つけられないこともあり、専門性を持った委員が必要です。また、いつでも、そこに行けば話を聴いてくれる相談員が常駐する相談室の設置は必要です。子どもの秘密やプライバシーに十分な配慮がなされ、子どもの考えや意見を尊重して、子どもと一緒に解決を図っていく姿勢が大切です。また、設置場所については、誰もが知っていて、いつでも立ち寄れる場とすることが重要であり、あわせて立ち寄ったことや、立ち寄った目的がわからないように配慮を行うことが大切であると考えます。
- 相談・救済機関の運営を行うに当たっては、子どもの思い、考え、意見に寄り添い、どのような解決を望んでいるのか、その思い、考え、意見を十分に尊重し、子どもの意見等が必要な大人等へきちんと伝えられ、受け止められる仕組みにすることが重要です。また、子ども自身の特性や状況により、思い、考え、意見を伝えることが困難であると見込まれる場合には、適切な支援等を受けることができるような配慮が行われることを望みます。

### **(3) 子どもの権利の普及啓発**

子どもの権利は、すでに多くの方が耳にしている言葉ですが、実は、人それぞれ、考えていることには違うところがあり、必ずしも共通の理解が得られていないことがあります。考え方の違いによって子どもの権利が保障されたりされなかったりすることは許されないことです。子どもの権利を守り、これを促進するためには、当事者となる子どもはもちろん、子どもに関係する大人が条例の内容について知り、「子どもの権利」について理解を深めることが重要です。そのためには、あらゆる機会に様々な方法で条例や子どもの権利の普及啓発を行うことはとても大切です。

- 区は、子どもの権利について普及を積極的に行う必要があります。また、育ち学ぶ施設、区民及び事業者においても、子どもの権利について理解を深めてもらうための取組が行われるよう働きかけるとともに、それに対する支援を行うことも大切であると考えます。
- 子どもの権利についての普及啓発を行うに当たっては、子どもからも意見を聴いて、あらゆる年代が興味を持って理解が進むような手法等を検討する必要があります。子どもが自身の持つ子どもの権利を自分事として捉えてさらに理解を深めたり、権利を守るために必要となる活動を行うことを推進するとともに、子どもに対する支援を行う必要があると考えます。

### **(4) 子どもにやさしいまちづくりの推進（子ども施策の策定、実施及び検証）**

区は、こども基本法第11条も踏まえて、まず、子どもの意見を反映する取り組みを具体的に進める必要があります。こうした意味で、区に対して、子どもの権利を保障するとともに、子ども施策を通じて、子どもの参画等に取り組む子どもにやさしいまちづくりを推進することを求めます。そのために行うべきことについて、上記に記載した方策のほか、下記のとおり整理しました。

- 区は、子どもに関わる施策を推進していくために基本となる計画を策定します。策定に当たっては、区民の声を聴くとともに、子どもの意見が反映されるための仕組みを設け、継続的に実施します。

- 区は、子ども施策を総合的に推進するための組織を整えます。さらに、子ども施策に関係する部署及び子どもに関わる活動を行っている団体等と連携・協力し、子ども施策を横断的かつ効果的に推進しなければなりません。
- 区は、子ども施策が子どもの権利保障に資するものとして総合的に実施されているかどうかを検証するための仕組みを整えます。その際、区民の意見、特に子どもの意見が反映するようなものとする必要があります。

## **(5) 子どもの権利に関する条例**

国は、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔」として令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を創設するとともに、「こども施策」を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を施行しました。

こども基本法の下において、基礎自治体である区が子どもの権利を保障しながら子ども施策を総合的に推進していくことはとても大切なことです。そのため、当審議会は、区が、条約や「こども基本法」に定められた理念的な内容を具体的な仕組みとして整え、子どもの権利を保障し、区を含めたそれぞれの主体の役割、子ども参加や相談・救済の仕組み等を定める総合的な条例を制定し、条例を根拠として継続的に子ども施策等を実施していくことがとりわけ必要であると考えます。

なお、条例は、題名に「子どもの権利」を含めたり、子どもの意見を反映した前文を設けたりするなど、区をともにつくっていく子どもの思い、考え、意見を踏まえたものになることを望みます。また、当事者となる子ども自身が条例を読んだときに、内容としても、条文の表現としても、自分たちの条例だと思えるような工夫や配慮が十分になされることを望みます。

# 付属資料

5 杉並第 28890 号  
令和 5 年 8 月 28 日

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 会長 様

杉並区長 岸本 聡子

杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について（諮問）

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問  
します。

## 記

### 1. 諮問内容

杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考  
え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利  
擁護をより一層推進するために必要な方策について

### 2. 答申予定時期

令和 6 年 6 月

## 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例

令和5年6月19日  
杉並区条例第21号

### (設置)

第1条 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 教育、福祉等に関する団体の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

### (部会)

第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

### (委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。～次のよう 略
- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう改正する。～次のよう 略

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 委員名簿

(◎会長・○副会長)

	構成分野	氏名	所属団体等
1	区民	高木 功雄	公募
2		谷村 一成	公募
3		田村 恵子	公募
4		増田 亜子	公募
5		向井 温夏	公募
6	教育、福祉等に関する団体の関係者	曾山 恵理子	杉並区立小学校PTA連合協議会
7		板垣 幸絵	杉並区立中学校PTA協議会
8		佐野 篤	杉並区立小学校長会 会長 (杉並区立桃井第五小学校 校長)
9		横田 和長	杉並区立中学校長会 副会長 (杉並区立富士見丘中学校 校長)
10		岡野 陽子	杉並区民生委員児童委員協議会 和田堀地区主任児童委員
11		横山 正	東京人権擁護委員協議会 杉並地区委員会代表
12		若松 弘樹	児童養護施設・乳児院等連絡会
13	学識経験者	◎ 野村 武司	東京経済大学 現代法学部 教授
14		○ 新藤 こずえ	上智大学 総合人間科学部 教授

(計14名)



杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 開催状況

付属資料 4

開催回	開催日時	主な審議内容	出席人数	傍聴人数
第1回	令和5年 8月28日(月) 午後7時～9時	・委嘱状交付 ・会長選出及び副会長選任 ・審議事項諮問 ・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・審議会運営・スケジュールについて	14名	14名
第2回	令和5年 9月28日(木) 午後6時30分～8時30分	・条例のかたちについて ・子どもからの意見聴取の取組・内容について	14名	19名
第3回	令和6年 1月15日(月) 午後6時30分～8時30分	・条例の検討における論点について ・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・基本構想及び総合計画・実行計画の改定について	13名	13名
第4回	令和6年 2月15日(木) 午後6時30分～8時30分	・条例の検討における論点について ・子どもからの意見聴取の取組、内容の報告、今後の予定	14名	14名
部会	令和6年 3月1日(金) 午後6時30分～8時30分	「子どもの権利検討部会」 ・部会設置について ・「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」に盛り込むべき「子どもの権利」について	9名	3名
第5回	令和6年 3月14日(木) 午後6時30分～8時30分	・子どもからの意見聴取の取組・内容について ・「子どもの権利検討部会」における議論について ・杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について	14名	9名
部会	令和6年 4月4日(木) 午後6時30分～8時30分	「各主体(大人)の役割検討部会」 ・部会設置について ・子どもの権利を保障するための「各主体(大人)の役割」とは - 子どもの権利を保障する者(各主体)の整理 - 子どもの権利の保障の内容 - 権利を保障する者(各主体)への支援	11名	10名
第6回	令和6年 5月7日(火) 午後6時30分～8時30分	・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・杉並区におけるいじめ対策の強化について ・子どもワークショップ第2回ワーク「子どもにとって大切な権利」について考える』での意見等について ・「各主体(大人)の役割検討部会」における議論について ・答申案(骨格)と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について	14名	14名
第7回	令和6年 6月12日(水) 午後6時30分～8時30分	・子どもからの意見聴取の取組・内容等について ・答申案(骨格)と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について ・事前課題シート「「(仮称)子どもの権利に関する条例」の前文に大人の思いとして盛り込みたいキーワードやフレーズについて」の共有	14名	13名
第8回	令和6年 7月2日(火) 午後6時30分～8時30分	・答申案について	13名	15名

## 子どもからの意見聴取 実施状況

付属資料5

### 1. 区立小・中学校における意見交換会

	実施日	対象		内容
1	令和5年 7月11日(火)	桃井第五小学校	6年3組 (約30名)	「みんなが安心できる場所ってどんなところだろう？」
2	令和5年 7月20日(木)	高円寺学園	9年生(中3) (約60名)	「杉並区子ども基本条例案をつくろう」
3	令和5年 10月10日(火)	天沼小学校	6年生 (約100名)	「よりよい地域にするために自分たちができること」
4	令和5年 10月31日(火)	済美小学校	6年生 (約60名)	・済美小の大事な一人になろう ・みんなと生きる済美の子
5	令和5年 12月4日(月)	浜田山小学校	5・6年生 (栽培委員会・ 生活向上委員会) (約35名)	・「子どもってだけで損をしていること」 ・「大人だけずるいと思っていること」 ・解決に向けて自分たちにできる事
6	令和5年 12月5日(火)	永福小学校	6年生 (約100名)	・「こどもにやさしいまちってどんなまち」 ・「好きな場所ってどんなところ？」
7	令和5年 12月15日(金)	松庵小学校	5年生 (約80名)	「好きな場所ってどんなところ？」
8	令和5年 3月6日(水)	中瀬中学校	1～3年生 (約480名)	「子ども条例を学び意見を届けよう」

### 2. 区内特別支援学校における意見聴取

	実施日	対象		内容
1	令和6年 3月5日(火)	都立永福学園	高校3年生(2名)	・「こどもにやさしいまちって、どんなまち？」 ・「好きな場所って、どんなところ？」 ・「学校を卒業するにあたり永福の後輩達につなげていきたい思い」
2	令和6年 3月8日(金)	済美養護学校	保護者(27名)	「こうしたらもっとこどもにやさしいまちになる」

### 3. 子ども日本語教室における意見聴取

	実施日	対象		内容
1	令和5年 9月27日(水)	高円寺教室 (小学生)	小学3年生(2名) 小学4年生(2名)	「学び」「遊び・居場所」「意見を言う」に関連する質問をし、子どもたちから普段感じていることを回答
2	令和6年 3月12日(火)	済美教育センター 教室(中学生)	中学2年生(6名)	「居場所」と「学び」に関連する質問をし、子どもたちから普段感じていることを回答

### 4. ワークショップ

	実施日・期間	対象		テーマ
1	令和5年 8月26日(土)	中高校生世代向け ワークショップ	中学1年生～ 高校3年生相当 (15名)	「コロナ禍と子どもの権利」
2	令和5年 11月～ 令和6年 3月	子ども ワークショップ	小学生4年生～ 高校3年生相当 (9名)	「もっといい杉並を一緒に考えよう！」
3	令和6年 3月～ (開催中)	子ども ワークショップ (シーズン2)	小学生5年生～ 高校3年生相当 (45名)	「もっといい杉並にしていこう！」 ・「子どもの権利を守るために必要なこと」 ・「安心して過ごすことができる居場所」

## 5.アンケート

	実施日・期間	対象		テーマ
1	令和5年 11月4日(土)	すぎなみフェスタ	～高校生 (176件)	「子どもにやさしいまちって、どんなまち？」 「好きな場所って、どんなところ？」
2	令和5年 11月4日～ 12月31日	区ホームページ	小学生～高校生 (32件)	
3	令和5年 11月4日～ 12月31日	児童館・ 学童クラブ等	小学生～高校生 (3,755件)	

※上記の1, 2の大人からの回答件数/1は207件、2は145件

## 6.その他(杉並区子どもの権利条例を考えるワークショップIN文化学園大学杉並中学・高等学校 「子どもの権利擁護に関する審議会」が実施した意見聴取)

	実施日・期間	対象		内容
1	令和6年 3月11日(月)	杉並区子どもの 権利条例を考える ワークショップ	区内3校の 中学1年生～ 高校3年生 (27名)	子どもの権利について理解を深めながら 「どんな子どもの権利条例がいいか」をテーマにグループワークを実施